

浦 監 第 64 号
平成 19 年 11 月 2 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	辻 田	明

平成 19 年度定期監査（教育総務部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 19 年度定期監査（教育総務部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

教育総務部

3．監査の実施期間

平成 19 年 6 月 1 日から平成 19 年 7 月 2 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 教育総務課

奨学資金貸付元金収入について、調定金額の積算を見直し、親権者以外の連帯保証人への督促等、償還のための手順書を策定し、速やかな滞納の回収及び適切な貸付け事務を行うよう、より一層の改善に努められたい。

幼稚園・小学校・中学校に係わる予算について、それぞれの執行率は 9 割を超えているが、多額の予算残が発生していた。運営経費は年度初めに各幼稚園及び小・中学校に配当しており、年度末の学校行事及び事務に必要な経費を見込むことは難しいとのことではあるが、各学校等の予算残額から全体の予算残額を把握し、毎年年度末の執行額と照らし合わせる等、計画的な予算執行に努めるよう検討されたい。

千葉県行徳高等学校定時制振興会運営費補助金については、昭和 26 年から補助金が交付されており、浦安市補助金検討委員会から平成 17 年 5 月に提出された「補助金の見直しに関する提言書」において、継続年数が長期化した場合、社会経済情勢の変遷に伴う補助目的の希薄化や、自立的な活動意識の希薄化などが懸念される補助金として挙げられている。補助金額について検証されたい。

(2) 教育施設課

各小学校消防用設備保安業務委託について、10 ブロックに分割してそれぞれ一社随意契約されていた。一社随意契約は、競争入札を原則としている中での例外的な方式であることから、競争原理を働かせ、金額の適

正性について精査するよう努められたい。

小学校耐震補強事業補助金について、当初予算額を全額補正減としていた。当該補助金に係わる工事契約の不調により年度内での執行が見込めなくなったためということだが、契約不調の原因を究明し、今後の積算に役立てるよう検討されたい。

各小学校体育館耐震対策事業及び各中学校体育館耐震対策事業について繰越明許が発生していた。工事契約の不調により年度内での執行が見込めなくなったためということだが、契約不調の原因を究明し、今後の積算に役立てるよう検討されたい。

委託及び工事契約について、予算計上のない、または予算額を上回り入札差金により事業を執行する事例が見受けられた。当初予算積算時に必要性や実効性を十分精査し、厳格な予算編成を行うよう検討されたい。

時間外等勤務について、全体的に多い状況であった。職員が実質1名減であり、かつ業務量が多いという現状からやむを得ない面もあるが、健康管理という観点から、今後は、職員に過大な負担がかからないよう、時間外等勤務の縮減に努められたい。

「時間外等勤務の45時間超え理由書」について、個々での提出ではなく連名で提出されていた。今後は、事務手続きの徹底を図られたい。

(3) 学務課

幼稚園入園料について、収入未済の検討を求めているが対応が十分ではなかった。今後は滞納整理を徹底し完納させるよう厳格な態度で徴収に臨まれたい。

幼稚園授業料について、収入未済額2,240,000円となっていた。平成17年度より減少しているものの、引き続き、催告書の送付及び園での直接徴収、電話での催告等を行い、より一層厳しい姿勢で徴収に臨まれたい。

「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」について、申請年月日のない様式があった。また、事前申請であるところ、事後申請となっていた。今後は、事務の徹底を図られたい。

「時間外等勤務の45時間超え理由書」について、理由書の提出がされていないものが見受けられた。今後は適切な事務処理に努められたい。

(4) 指導課

予算の執行について、様々な事業で予算の配当替・流用が行われていた。今後は、学校現場と十分協議し現実性のある事業計画を立てるよう検討されたい。

時間外等勤務について、職員の時間外等勤務時間の状況を調査したところ、職員に偏りが見られた。業務を共有することで偏りを解消するなど、早急に執務体制を見直しされたい。

(5) 保健体育安全課

給食費について、収入未済額が42,360,128円、不納欠損額が9,734,740円発生していた。給食費の未納については全国的にも問題となっている

ことから、収入未済及び不納欠損が発生する原因を分析し学校と連携を深めるなど、改善に向けた対策を早急に講じ、より一層厳しい姿勢で徴収に臨まれない。

学校事故対策経費における日本スポーツ振興センター負担金について、899,900円の予算残が発生していた。減額補正を行っていない理由について確認したところ、小学校において不慮の事故が発生したため、事故処理に要する弁護士費用及び賠償金等の支払いに充当する予定であったが、財政課との協議により、弁護士費用は予備費を充当することとなった。また、年度内に賠償金等の支払も発生しなかったため、執行残となってしまったとのことであった。今後は、支払いが発生しないことが判明した時点で速やかに減額補正を行うよう努められたい。

給食費管理システム用パンチ委託料について、当初予算額 1,039,500 円に対し契約金額が 336,000 円であったが、減額補正していなかった。理由を確認したところ、当初、予定していなかった委託が必要となり充当したとのことだが、それぞれの契約時期は大きく離れていた。今後は、契約差金が生じた際は、速やかに減額補正されたい。

(6) 学校給食センター

委託料について、学校給食センター事務所等増築経費から施設解体設計経費へ配当替を行い、その後、機器類維持管理費（東野分）から学校給食センター事務所等増築経費へ配当替を行っていた。また、施設改修経費の委託料は執行せず、施設解体設計経費へ配当替を行っていた。当初予算の積算を行う際には、十分精査した上で予算計上するよう努められたい。また、事業の実施にあたっては、設計を厳密にし計画的な事務処理に努められたい。

委託契約について、一社随意契約が多く見受けられた。一社随意契約は、競争入札を原則としている中での例外的な方式であることから、安易に行わず、競争原理を働かせ、適正な契約金額となるよう努められたい。